

[事案 29-77] 新契約無効等請求

・平成 30 年 3 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

8 件の保険契約は錯誤により無効である等として、既払込保険料の返還および契約者貸付元利金の返済義務がないことの確認を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 4 月から平成 27 年 3 月までの間に契約した合計 8 件の生命保険契約（定期保険、終身保険、外貨建養老保険等）について、以下の理由により、既払込保険料から受領済みの解約返戻金を控除した差額を支払ってほしい。なお、上記差額から、契約者貸付の元本および利息を控除しないでほしい。

(1)各契約は自分にとって必要性がないものであり、契約内容を理解していれば、契約締結に至ることはなかった。

また、自分は知的障害者であり、生命保険の仕組みや保障内容、保険契約により負担することになる義務内容を理解できず、契約締結能力がなかった。

仮に契約締結能力があったとしても、募集人は、生命保険の仕組みや保障内容、保険料その他のリスクについて自分の能力に応じた説明をしていない。

よって、各契約は錯誤により無効（民法第 95 条）である。

(2)募集人は、説明義務違反、適合性原則違反、過剰契約といった、契約上・信義則上の義務に違反して、8 つの保険契約を締結させ、既払込保険料相当額の損害を与えており、保険会社は、不法行為（民法第 709 条）に基づき、払込保険料相当額の損害を賠償する責任を負う。

(3)投資資金として契約者貸付を受け、募集人に貸付金合計額を上回る金額を預託したが、募集人からは一切返金されていない。契約者貸付金および利息相当額の損害は、保険会社が募集人の監督を怠った結果、発生したものであり、保険会社は使用者責任（民法第 715 条）を免れない。

(4)保険会社は、募集人の不祥事により、契約者に損害を与えることのないよう、不祥事防止の体制を構築する義務がある。したがって、募集人が申立人から契約者貸付金を詐取したことによって生じた損害は、保険会社の上記義務違反による損害であるから、保険会社は損害賠償の義務を負う。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、申立人の要望にあわせてオーダーメイドで保険商品を設計し、提案しており、各契約の内容は、自社の他のお客様と比較しても、特段不自然な内容となっているとはいえない。

募集人は、申立人に契約内容を説明し、理解していただいた上で、契約に必要な書面等を受領し、契約手続きを行った。

(2)申立人のニーズに合わせて保険商品を設計し、契約に至ったものであり、募集人が申立人の利益に優先して自らの利益を追求したとの批判はあてはまらない。

(3)申立人と募集人の個人間の投資話（資金運用）に関するやりとりが「事業の執行について」

ではないことは明らかである。各契約の成立から契約者貸付までに関する募集人の各行為は、一連の行為として主張できる内容のものではない。

(4) 監督義務違反との申立人の主張が何に基づくものであるか（根拠法令が何であるのか）不明である。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。募集人については、退職済みであり、連絡が取れず、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が契約者貸付元利金を控除することなく既払込保険料から解約返戻金を控除した差額を支払うべきものとは認められないものの、紛争の早期解決の観点および以下の理由から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 平成 20 年 4 月の契約の申込みの際には、申立人は知的障害があることを告知していることから、募集人のみならず、保険会社も申立人の知的障害を認識していたといえ、保険の募集に当たっては、申立人の保険に関する理解や収入などを慎重に確認する必要があった。